

中国最新法律 Newsletter

Vol.25



Contents

1

コンプライアンス・不祥事対応

中国事業の不正リスク対応（4）

中国のデータ越境規制の影響：社内調査における個人情報等の取扱



2

新法紹介

1 外国国家免責法

2 改正民事訴訟法

3 改正行政不服申立法



3

中国からの風便り

中国のゴルフ事情



中国事業の不正リスク対応 (4)

中国のデータ越境規制の影響：社内調査における個人情報等の取扱

弁護士法人大江橋法律事務所
松井 衡

PROFILE

一、中国のデータ越境規制の不正リスク対応への影響

中国で事業を展開する日本企業にとって、中国での不正リスクや、コンプライアンス上の問題やその兆候が見つかった場合、迅速に対象の事実関係にかかる情報を収集・調査して評価し、必要な場合には是正を行うことは、正しい対応です。日本の不正リスク対応基準や各種の内部統制の文脈でも、それが求められています。

一方で、中国における社内調査¹の実施においては、その過程（中国での証拠収集やインタビュー等）が中国法を遵守して行われる必要があります。例えば、中国現地法人の従業員からの内部通報をきっかけとする社内調査では、中国法が求める通報者の保護や²、個人情報の保護等のルールを遵守することになります。

日本企業の中国現地法人等における不正リスクに対応した社内調査では、日本本社の関与が必要なケースが多くあります。例えば、中国子会社の会計不正事案では、場合によっては日本本社の会計監査人への説明が必要なことが多くあります。中国現地法人による法令違反の事案でも、状況によっては、日本本社が現地における事案内容及び原因の特定から再発防止策の導入までをモニタリングすべき場合もあります。このような、国境を越えて（クロスボーダー）不正リスクに対応をする事案では、対応に必要な各種情報やデータの域外移転の際に、必要な法的要件を満たすことなどが必要となります。

二、多国籍企業の社内調査と中国法の関係にかかる論考

中国事業が関係するクロスボーダー不正事案の社内調査の課題については、主に多国籍企業における中国関連事業の汚職防止法違反（中国の刑法・不正競争防止法等、日本等の外国公務員贈賄防止法及び／又は米国の Foreign Corruption Practice Act、いわゆる FCPA 等の違反）の事案等

を題材としたかなりの数の論考が存在します。一つの背景として、米国当局（司法省及び SEC）が、FCPA の管轄の対象となる企業の中国事業における外国公務員への贈賄と会計不正を伴う事案について、これまで数多くの執行を行ってきたことが理由の一つであると思われます³。

その中で近年指摘されている課題の一つが、多国籍企業の社内調査に伴う各種情報・証拠の越境移転と、中国法（中国のデータ3法及び国際刑事司法共助法等）との抵触をいかに回避するかです⁴。

これらの課題にかかる議論のうち、中国国際刑事司法共助法（2018年成立）との関係では、同法の規制内容がその法律名から推測できるとおり、中国国内当事者から外国の刑事当局（米国司法省等）宛の証拠の提供にかかる規制であるため、基本的に民事事件には適用がありません。米国の刑事司法手続では、起訴猶予合意の締結に向けた司法取引手続の一環として、社内調査で得られた証拠や情報の刑事当局への提供が行われることがあります。日本企業（グループ会社）の社内調査においては、同法が問題になることはそれほど多くないので、本稿では省略します。

一方、社内調査における各種の情報の収集及び日本本社への提供の場面では、いわゆるデータ3法、すなわち個人情報保護法（以下、「PIPL」。2021年施行）、データ安全法（以下、「DSL」。2021年施行）、ネットワーク安全法（以下、「CSL」。2017年施行）等に基づく規制が問題になりえる場面があると考えます。例えば、中国現地法人の従業員のメール・アーカイブのデータ（以下、「メール・データ」）等を、日本本社が、グループ会社の社内調査の一環で証拠として分析し、又は収集・分析を委託するような場合、メール・データは、個人情報⁵等の中国のデータ越境規制の対象となる情報を含んでいるため、その範囲及び方法等を慎重に考える必要があります。

¹ 本稿においては、不正の疑いにかかる社内調査の他、いわゆる第三者調査委員会・特別調査委員会による調査も「社内調査」と呼んでいます。当局が実施する調査との比較からこれらを「社内調査」の一種ととらえたものです。

² 中国女性權益保障法 25 条等

³ <https://fcpa.stanford.edu/investigations.html>（「中国において執行」を参照）

⁴ 比較的アクセスしやすい文献の例として、<https://fcpublog.com/2021/05/18/chinas-proposed-data-security-and-personal-information-protection-laws-will-impact-investigations/>

<https://fcpublog.com/2018/12/10/practice-alert-china-asserts-judicial-sovereignty-with-new-b/>等。

⁵ 「電子的又はその他の方式により記録され、すでに識別され又は識別可能な、自然人と関連する各種の情報」（PIPL4 条）。

三、個人情報の収集・利用及び域外移転にかかるルールと手続

中国のPIPL、DSL及びCSLの規制する領域は相互に重なっている部分もあるのですが、主要な規制対象である個人情報の域外移転のルールを起点に、実務上の留意点を検討します。ここでは、中国現地法人が中国のサーバに保存している従業員のメール・データ等を、日本本社を含むグループ会社が、その社内調査のために使用しようとする場合を想定します。

個人情報の域外移転を行おうとする個人情報取扱者は、(1)国外受領者による個人情報取扱行為が本法（PIPL）に定める個人情報保護基準を満たすために必要な措置を講じ、保障し、(2) 国外受領者の名称又は氏名、連絡方法、取扱の目的、取扱方法、個人情報の種類並びに個人が国外受領者に対し本法（PIPL）の定める権利を行使する方法及び手続等の事項を告知し、(3)原則として、個人の個別の同意を取得する必要があります（PIPL38条、39条）。さらに、域外移転の前提条件として、個人情報を国外に提供する必要がある場合、PIPL38条1項各号が定める条件のいずれか一つ、例えば、国家ネットワーク安全情報部門が制定する標準契約に従い、国外受領者と契約を締結して、双方の権利義務を約定する必要があります⁶。

個人情報の取得と域外移転の前提となる個別の同意については、個人情報取扱の原則として、PIPL13条乃至18条等が定めるルールに沿った、告知と同意の取得が必要とされます⁷。

一方、PIPL13条1項2号は、個人の同意の取得なくして個人情報を取り扱うことができる場合として、「個人を当事者の一方とする契約の締結、履行のために必要であるとき」（雇用契約も契約の一種です）、又は「法に従い制定された労働規則制度及び法に従い締結された集団契約に従い人事管理を実施するために必要であるとき」を挙げます。同項3号以下に定められた事由も、同意に代わる個人情報取扱の正当事由として検討できます。それに加えて、同法13条と同法39条の関係について、全国人民代表大会常務委員会のPIPL39条の解説⁸は、個人の（域外移転にかかる）同意について「本法（PIPL）13条の規定に基づき、もし域外への

個人情報の提供について、他の合法性の基礎がある場合、個人の同意を取得する必要はない」とも記載しています。

これらの規定を通読する限り、個人情報の収集・利用と、域外移転にかかる告知・同意の要件が一般的に強化されつつ、例外の範囲を含めてルールが複雑化してきています。これら状況の変化に対応し、各企業において従業員の個人情報取扱にかかる労働規則制度やその運用を既に調整している例も多く、採用時を含む従業員向けの告知の内容及び従業員による理解・同意の内容により、各企業での状況も多様になってきていると考えられます。

これらの傾向を考慮すると、中国に現地法人（連結子会社等）がある企業では、社内調査で現地法人の従業員のデータを収集・分析する必要が生じる前に、現地法人と共同で、その労働規則制度や各種の従業員の個人情報取扱にかかるポリシー、告知及び同意の取得状況を見直した上で、補充・修正すべき点がないかを確認しておくことが賢明かもしれません。それと併せて、調査においては、その目的を達成するために必要な限りで、最小限の対象・態様において個人情報を取り扱うように留意します。

四、データの域外移転にかかるその他の規制

なお、中国からの各種データの域外移転については、PIPL以外にも規制があります。例えば、DSL31条及びデータ域外移転安全評価規則によれば、「重要データ」（その定義は、「ひとたび改ざん、破壊、漏えい又は不法取得、不法利用等に遭うと、国の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康及び安全等が脅かされる可能性のあるデータ」とされます。（同規則19条））を域外移転しようとする場合、データ取扱者は、同規則にそってデータ域外安全評価申告をして、合格の評価を受けなければなりません（同規則4条）。そのようなデータや情報が含まれる可能性のあるデータ・セットを、クロスボーダー調査事案で取扱おうとする場合には、これらの一連の規制を遵守できる措置を準備する必要がありますが、その定義が抽象的であるため、適用範囲を明確に判断することが難しい環境にあることにも留意が必要です。

⁶ さらに、2023年6月1日から施行された「個人情報の域外移転にかかる標準契約届出管理指針」等も参照してください。

⁷ 個人への個人情報取扱にかかる告知と同意の内容にかかる基準（原則及び例外・特別な規定）については、PIPLの定めその他、技術標準であるGB/T35273-2020「情報安

全技術・個人情報安全規範」（2020年制定）及びGB/T43574-2023「情報安全技術・個人情報の処理における通知と同意の実施に関する情報安全技術指針」についても参照することをお勧めします。

⁸ 『中華人民共和国個人情報保護法解釈』（2021年）104頁参照。

五、社内調査実施時の実務上の対応

これら複雑で、部分的に具体性に多様性のある（一部は抽象的な文言も含む）規制には、運用に不透明性が伴うおそれがあります。そのリスクを可能な限り回避する一つの選択肢としては、これら規制に対応した調査を実施する際に、中国に所在する専門性をもった外部ベンダー及び／又は専門家（中国資格を有する弁護士等）のリソースを起用することが考えられます。それらのリソースは、以下に挙げるサービスの提供により、レビューの対象や、その結果の共有範囲を、適法・適切な範囲に限定するための合理的な措置を取っていることが通常です。これらの措置により、情報の不必要な域外移転等を防止できる上に、収集したデータの使用目的や取扱方法を明確にすることで、データの収集及び利用形態の正当性を説明しやすくなるという利点もあります。

中国においてメール等のデータ・レビューを支援する専門ベンダーは、検討対象のデータ・セットからこれら規制の対象となる機微な情報を削除するか、又はレビュー対象から除外してデータ・レビューを可能にするサービスを提供しています。それと併せて、事案との関連性等に基づいて、レビュー対象文書の絞込を委託します。さらに、必要な範囲を特定して、レビュー結果を依頼者に報告するように委託します。このように、調査範囲や取得したデータ・セットの状況等に合わせたレビュー・調査体制を構築するように依頼することで、状況に合わせた調査の効率化を支援させることができます。

六、近時の課題に対する平時からの準備について

本連載の第2回目では、実際の不正調査において、対象会社で証拠となるPCの提供を要請したところ対象会社からそれを拒絶され、事実上データを隠滅された事案の紹介をしました⁹。また、最近でも、中国の関連会社における不正調査において、社内調査に向けて業務用PCをフォレンジック処理のため提供するよう要請したところ、対象の中国現地法人従業員が、個人情報の存在などを理由として、その一部を断ったとされる記載のある報告書も公開されています¹⁰。

上記四、までの説明では、PIPL等が定めるデータ越境規制が、日本企業のグループ会社内での社内調査の実施方法等に係る制約になりうるという視点で説明してきました。この視点からすれば、平時からそのような規制及びそれを受けて調査対象者から想定される主張等への対応を準備しておくことが重要になります。前提となる社内の労働規則制度とその運用等をこれらの規制に沿った内容に調整し、従業員に必要な事前告知等を実施した上で、中国国内で収集した情報を、できる限り域外移転することなくして中国国内で分析し、是正までにつなげることができる体制を準備しておきます。社内リソースの状況によっては、外部リソースによるバックアップ体制の準備が有用であることもあります。これらの準備は、情報の占有者（カスタディアン）等からの、情報媒体等の提供拒絶のリスクをできる限り少なくするアプローチの一つになると考えます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

⁹ https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/CNL_02_04_matsui_2303.pdf

¹⁰ <https://www.nikkei.com/nkd/disclosure/tdnr/20230724525992/>

データ3法施行の影響として、中国国外に移転しようとするデータに従業員や取引先の個人情報が含まれる場合や、中国子会社においてその内部通報者から不正会計

通報を得た後の調査で日本本社に調査のためのデータを送ることに制限が生じるリスクを指摘する文献として、三宅亜紀子・鯉沼里枝「中国子会社における会計不正の動向」企業会計 Vol.75, No.7, 51頁（2023年）があります。

新法紹介

1 外国国家免責法

2 改正民事訴訟法

3 改正行政不服申立法

1. 外国国家免責法

外国国家免責法は、2023年9月1日に公布され、2024年1月1日から施行される。

同法は合計23条から構成され、外国国家に対する免責制度とその例外を定めている。同法では、外国国家とその財産が中国の人民法院において管轄免除を受けること原則として定める。そして、例えば、外国国家が原告として中国の人民法院に訴訟提起をし又は被告として中国の人民法院が受理した訴訟に参加した場合には管轄免除の例外として、中国の人民法院に管轄権を認める。但し、同法では、外国国家が免責を主張する目的のみで訴訟に応じる場合や、外国国家の代表者が中国の人民法院に出頭して証言する場合は、中国の人民法院の管轄を受け入れたとはみなされないことを明確している。

なお、外国国家が中国を含む他国の組織または個人と商業活動（ここでいう商業活動とは、主権的な権力の行使ではない商品または役務の取引、投資、貸付、その他商業的な性質の行為をいう。）を行い、それが中国の領域内で行われた場合、または中国の領域外で行われたにもかかわらず中国の領域内に直接影響を及ぼした場合、当該外国国家は商業活動により引き起こされた訴訟に関して、管轄の免除を享受しないことが規定されている。

URL：http://www.npc.gov.cnnpc/c2/c30834/202309/20230901_431424.html

2. 改正民事訴訟法

改正民事訴訟法が2023年9月1日に公布され、2024年1月1日から施行される。今回の改正は、涉外民事訴訟手続きの改正に重点が置かれており、主な改正点は以下の通りである。

(1) 涉外民事案件の管轄の改善

中国国内に設立された法人又はその他の組織の設立、解散及び清算、ならびに当該法人又はその他の組織が行った決議の効力等に関する紛争；中国国内で付与された知的財産権の有効性の審査に関する紛争は、中国の裁判所の専属管轄に属すると追加されている。

(2) 管轄の衝突を調整する規定の追加

同一の紛争について、当事者の一方が外国の裁判所に、他方が人民法院に提訴する場合、又は当事者の一方が外国の裁判所と人民法院の両方に提訴する場合、人民法院が同法に基づいて管轄権を有する場合、当該紛争を受理することができる。当事者が専属

管轄を合意し、かつ当該専属管轄権合意が同法における人民法院の専属管轄規定に違反せず、中国の主権、安全又は社会公共利益に関わらない場合、人民法院は、当該案件を受理しないことができ、案件が受理された場合、訴訟提起を却下する。

なお、人民法院が涉外案件を受理し、当事者が外国の裁判所による案件の受理が既になされたことを理由に人民法院に対して訴訟の中止を申請した場合、当事者間で人民法院の管轄を合意した場合、人民法院が専属管轄権を有する場合、又は人民法院が審理する方が明らかにもっと便利である場合を除き、人民法院は、訴訟を中止する。

(3) 涉外案件の送達規定の修正

中国国内に住所がない当事者に対する送達について、以下の内容が追加されている。

送達先が外国人又は無国籍者であり、中国国内に設立された法人又は他の組織の法定代表者又は主な責任者が担当し、かつ当該法人又はその他の組織と共同被告である場合、当該法人又はその他の組織に送達する；

送達先が外国の法人又は他の組織であって、その法定代表者又は主な責任者が中国国内にいる場合、その法定代表者又は主な責任者に送達する；

送達先の所在国の法律により禁止される場合を除き、送達先が受領を確認できる電子的手段により送達し、又は送達先が同意する他の方法で送達する；

いずれの法的送達方法でも送達できない場合、公告によって送達し、公告日から60日を経過した場合、送達されたものとみなされる。

(4) 外国判決に対する承認及び執行の基準の明確

外国の裁判所による発効済みの判決又は裁定に関する承認及び執行の申請又は請求について、人民法院は、審査を経て、以下のいずれかに該当する場合には、承認及び執行をしないと裁定する：

(i) 同法第301条の規定に基づき、外国の裁判所に管轄権がない場合；

(ii) 被申立人が適法に召喚されず、又は適法に召喚されたが、陳述もしくは弁論をしたりする合理的な機会が与えられず、訴訟能力がない当事者が適切に代理されていない場合；

(iii) 判決又は裁定が詐欺により得られた場合；

(iv)同一の紛争について、人民法院は既に判決もしくは裁定を下し、又は第三国裁判所による判決もしくは裁定を承認した場合；

(v)中華人民共和国法の基本原則に違反し、又は国家の主権、安全もしくは公益を害する場合。

URL：http://www.npc.gov.cn/tpc/c2/c30834202309/20230901_431419.html

3.改正行政不服申立法

改正行政不服申立法は、2023年9月1日に公布され、2024年1月1日から施行される。今回の改正は、主に以下の点が修正されている。

(1)行政不服申立案件の管轄の修正

税関、金融、税務等の専門行政部門の不服申立審査職権を残す以外に、上級行政部門の不服申立審査職権を取消し、同級の人民政府に不服申立審査の職権を集約する。

(2)行政不服の対象の拡大

- ①行政機関による賠償決定又は不賠償決定に不服であること；
- ②行政機関による労災認定申請不受理の決定又は労災認定の結論に不服であること；③行政機関が法律に従って、政府フランチャイズ協定、土地・住宅収用補償協定、その他の行政協定を締結せず、又は協定通りに履行せず、又は違法に変更もしくは

解除したこと；④行政機関が政府情報公開において、合法的な権益を侵害したことを行政不服の対象に追加した。なお、即時の行政処罰決定に不服である場合、行政機関が法に従って法定義務を果たしていない場合、政府情報開示を申請したが行政機関が開示しない場合について、行政不服申立が前置することを明確にしている。

(3)行政不服の審理手続きの健全化

①当事者の事由により意見を聴取できない場合を除き、行政不服申立審査機関が多様な方法で当事者の意見を聴取すること、②重大、困難、複雑な案件については、行政不服申立審査機関はヒアリングを行うこと、③県級以上の各級人民政府は行政不服委員会を設置し、行政不服申立案件に関する助言を提供し、行政不服審理業務における重大事項や共通問題を研究し、意見を提出し、行政不服委員会の意見は、行政不服審理結果の重要参考とするなど行政不服申立審査の一般手続きの審理要求を定めている。なお、一般手続きに加えて、簡易手続きも追加した。

上記の他に、行政不服申立の受理手続きの便利化や不服申立決定及びそれに対する監督の強化も図っている。

URL：http://www.npc.gov.cn/tpc/c2/c30834202309/20230901_431409.html

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashhi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国に駐在している日本人は、週末にゴルフに行く機会が多い。単身赴任ならばなおさらである。しかしゴルフひとつ取ってみてもお国柄が出て興味深い。そこで本稿を通じて中国のゴルフ事情についてご紹介したい。

まず中国大陆には現在400か所弱のゴルフ場があるといわれている。中国人が裕福になるにつれ、ゴルフを趣味とする中国人の数も増加しており、もっと多くのゴルフ場がオープンしても経済的には十分成り立つと思われる。

しかし、中国では、現状、ゴルフ場がこれ以上増える見込みはあまりない。そもそも中国でゴルフ場を造成するためには許認可を取得しなければならないが、2004年以降、農地や水資源の確保を理由にこの許認可は出されていないようである。では2004年以降、中国で新しいゴルフ場がオープンしていないかというところというわけではない。2004年以降オープンしたゴルフ場の横には、ほぼ必ず豪華な邸宅がたくさん建設されている。これらの多くは別荘地であり、ゴルフ場は別荘地に備え付けられた庭園として、中にはゴルフ場としての許認可がないものもある。すなわちそこでのゴルフは、別荘地の庭でプレーさせてもらっているという建付けであり、これはまさに中国の「上に政策あれば下に対策あり」の典型例であろう。

しかし2016年ころ100か所以上のゴルフ場が、水質汚染や環境破壊を理由に閉鎖に追い込まれた。上海にも、日本人が多いことで有名な「青浦」というゴルフ場があったが、同時期に閉鎖に追い込まれた。「青浦」は有名な水郷である朱家角の近くにあり、水質の保護が理由であったといわれている。中国でもゴルフ場の会員権を購入するには預託金をゴルフ場に納付する必要があるが、日本において仮にゴルフ場が閉鎖する場合、ゴルフ場に資金があれば預託金が戻り、資金がなければ破産手続や再生手続の中で一定の金額の返還を受けることになることが多いが、「青浦」のケースでは、政府からの指導によって閉鎖に追い込まれたに

もかわらず、預託金は戻らなかったという噂を聞いたことがある。

中国ではゴルフ場の数が減少もしくは横ばい状態にある中、増加するゴルフ人口と相まって、ゴルフのプレーフィーは右肩上がりで見られている。例えば上海でのゴルフのプレーフィーは、休日であれば1200元～2500元（2万4000円～5万円）である。また上海でのプレーはほぼ必ずキャディーがつき、キャディーに対してチップを100元～300元（2000円～6000円）を別途支払うこととなる。チップの金額は一律ではないため、中国人の方が日本人よりもチップの金額が高いとも言われており、中国人の多いゴルフ場に行くと、キャディーが今日は日本人についたとがっかりする表情に出くわすこともあり、複雑な気持ちになる。

冒頭で述べたように、中国では週末にゴルフをする駐在員が非常に多いが、これは週末の息抜きはもちろんのこと、良い社交の場でもあるからである。日本人駐在員と話すると、ほぼ必ずゴルフをするかどうか聞かれると言ってよい。そのため中国でゴルフをするようになったという駐在員も多く、またコロナで帰国できないためゴルフを真剣に練習するようになったという駐在員もいた。

上海では様々なゴルフコンペが企画され、出身の都道府県、卒業した日本の大学、日本料理屋といった団体ごとにゴルフコンペをしたりする機会が多い。その中でも最大のゴルフコンペは、毎年6月に行われる上海全国大学対抗ゴルフである。これは日本の卒業大学ごとにチームになって参加するものであるが、合計500人以上が参加する世界最大の日本人主催のコンペともいわれている。3日間に分けて実施され、最終日にはホテルの宴会場を借り切って発表を行う。上海に以前駐在されていたながら日本に戻った人の中には、これに参加するためだけに、日本から上海にやってくるという猛者もいる。

以上のとおり、中国、特に上海ではゴルフが一つのコミュニケーションツールになっていることは確かであり、ゴルフを通じてビジネスや友情に結び付くことも多い。プレーヤーは高くなれども、日本人駐在員がゴルフにはまる理由がそこにあるのだろうと考えている。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。